

令和2年4月6日

保護者の皆様へ

仙台市教育委員会

新型コロナウイルス感染防止のための臨時休業のお知らせ

このたび、仙台市内において新型コロナウイルス感染者が連続して発生したことから、年度替わりによる市外からの移動の影響も考慮し、仙台市において、下記の措置を取ることといたしました。

つきましては、趣旨をご理解いただき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止とお子様の健康管理にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 休業期間 令和2年4月8日（水）～4月14日（火）※臨時休業

2 対象 全校児童生徒

3 行事等の取扱

（1）小中学校の始業式について

- ・4月15日（水）に行います。

（2）入学式について

- ・小学校，高等学校 4月15日（水）
- ・中学校，中等教育学校 4月16日（木）

※ただし、万全の対応を取るため、感染防止のための措置を徹底した上で、出席者は、新入生、保護者1～2名、教職員のみとします。

※開始時刻等の詳細につきましては、学校から別途ご連絡いたします。

4 小学1～4年生及び小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の受け入れについて

保護者が仕事等により休めず、自宅等で一人で過ごす標記児童生徒については、学校で、通常の在校時間により居場所の確保を行うこととします。給食の提供はありませんので、必要に応じて、弁当を持参させてください。

ただし、新入学児童につきましては、午前中までといたします。

5 休業期間中の過ごし方等について

(1) 部活動について

- ・臨時休業期間中の部活動は、行わないものとします。

(2) 不要不急の外出の回避について

- ・休業期間中は外出を控え、自宅で静かに休養をとるようにさせてください。また、人の集まるところに行くことを避けさせてください。

(3) お子様等の健康状態について

- ・休業期間中は、毎朝お子さんの体調を観察するとともに、必要に応じて検温するなど、健康状態の把握に努めてください。
- ・風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合、強いだるさや息苦しさがある場合等は、**仙台市・宮城県の電話相談窓口 コールセンター（TEL 022-211-3883, 022-211-2882）**に相談し、状況を説明の上指示を受けてください。
- ・お子様が、臨時休業中に新型コロナウイルス感染症にり患した又は保健所の疫学調査の結果、感染者の濃厚接触者と特定された場合は、学校へ連絡をしてください。
- ・お子様のほか、同居の家族に新型コロナウイルスの感染者（濃厚接触者を含む）が発生した場合は、学校にも情報提供いただきますようお願いいたします。

6 学校開始後における感染予防について

(1) 「出席停止」扱いについて

本年 2 月 25 日付けの保護者あて通知でもお伝えしていますが、お子様の体調が優れない場合のほか、保護者の方が不安を感じてお子様を登校させない場合にも「出席停止」扱い（「欠席」と扱われません。）といたします。

(2) 学校における感染予防等について

学校におきましては、今後とも石けんでの手洗いの励行、アルコールによる手指消毒、検温、咳エチケット（感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻をおさえること）等の感染予防に努めてまいりますので、各家庭におかれましても引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

<ご参考>マスクの作り方（文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」内）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

1～4, 6 (1) について
担当：教育指導課 教育課程係
5, 6 (2) について
担当：健康教育課 保健体育係